

# IFRS News

---

Quarter 2 2015

# 25

vol.

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準 (IFRS) に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2015年2回目となる本号では、IFRS第11号「共同支配の取決め」に関する動向に注目します。そして、国際会計基準審議会 (IASB) で進行中の公開草案及びその他の項目、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向を紹介いたします。

本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介いたします。



# 目次

|   |    |
|---|----|
| IFRS第11号に関するIFRICのアジェンダ決定                               | 3  |
| リース会計   | 6  |
| IASBはIAS第1号の変更を提案                                       | 7  |
| コンバージェンスした収益基準が異なる可能性がある                                | 7  |
| ニュース速報  | 7  |
| グラントソントンの代表が収益認識に関する合同移行リソース・グループに任命される                 | 8  |
| 近々行われるIFRS for SMEsの修正                                  | 8  |
| コンバージェンス:インドがIFRSの時流に乗る                                 | 9  |
| グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが<br>新たなIFRSに準拠した期中連結財務諸表記載例を公表 | 11 |
| グラントソントン・インターナショナル・リミテッドはIASBの公開草案にコメントを提出              | 11 |
| グラントソントン・エストニアのリーダーがエストニアの勲章を受章                         | 12 |
| 任命  | 12 |
| その他のトピック-概要   | 13 |
| 新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日                                    | 15 |
| コメント募集  | 17 |

# IFRS第11号に関するIFRICのアジェンダ決定

2015年になってから新基準又は基準の修正の公表は行われていないが、IASBのIFRS解釈指針委員会(IFRIC)はIFRS第11号「共同支配の取決め」に関する一群のアジェンダ決定の公表に追われている。

IFRICは、IFRSの解釈指針に関して数多くの要請を受けます。IFRICはこれらの論点を検討するものの、多くの場合に、公式なIFRIC解釈指針の開発を行わないことを決定します。本決定は、当該項目を却下するアジェンダ決定(一般的には「却下通知」と呼ばれることもあります)を公表することによって、公にされます。これらは初めに暫定決定として公表され、その後、30日間のコメント期間を経て承認又は修正されます。そうした決定には、IFRSをどのように適用すべきかについてのIFRIC

の見解が含まれる場合があります。IFRICは、アジェンダ決定が公式にはIFRSの構成要素ではないことを明言しています。とはいえ、アジェンダ決定はガイダンスの重要なソースです。IFRS第11号に関するいくつかの質問がIFRICに提出され、アジェンダ決定として公表されました。したがって、これらの決定はIFRS第11号に関するガイダンスの重要なソースであり、その概要について表で説明します。

## IFRS第11号のガイダンス

| 主題                            | 論点                                 | 議論の概要  |
|-------------------------------|------------------------------------|--|
| 共同支配の取決めの分類:<br>その他の事実及び状況の評価 | 特定の事実及び状況が権利及び義務をどのように創出するのか及びその理由 | <p>異なった種類の共同支配の取決めを「共同支配企業」又は「共同支配事業」のいずれかに分類することは、IFRS第11号の重要な特徴である。取決めが別個のビークルを通じて組成されている場合に適用されるこうした特徴の一つは、「その他の事実及び状況」と呼ばれている。本評価により多くの疑問が生じており、そのため、IFRICはその他の事実及び状況の評価をどのように適用すべきかを検討した。その結果、本評価は、当該事実及び状況が強制可能な資産に対する権利及び負債に対する義務を創出するかどうかに焦点を当てるべきであるという結論が下された。</p> <p>また、IFRICは、これらの特定の事実及び状況が資産に対する権利及び負債に対する義務をどのように創出するのか及びその理由についても明確化した。</p> <p>さらに、IFRICは、その他の事実及び状況の評価は、別個のビークルの法的形態が与えた権利及び義務を取り消す又は修正する契約上の取決めがない場合に行うと述べた。したがって、本評価は、その他の事実及び状況が共同支配の取決めに係る資産に対する権利及び負債に対する義務を共同支配の取決めの各当事者に対して定めているかどうかに焦点を当てている。</p> <p>要約すると、以下の場合が該当する:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a) 共同支配の取決めの各当事者が当該取決めの資産の経済的便益に係る権利及び義務を有している(例えば、企業が「産出物」のほとんどすべてに対する権利を有しており、当該産出物を獲得する義務がある場合)、及び</li><li>b) 各当事者が強制可能な(法的又は契約上の)債務を通じて取決めに資金を提供する義務があり、それが共同支配の取決めの負債を継続的に決済するために使用されている。</li></ul> <p>上記に該当する場合には、別個のビークルを通じて組成されている共同支配の取決めは共同支配事業に分類される。</p> |

IFRS第11号のガイダンス(続き)

| 主題   | 論点                               | 議論の概要  |
|--|----------------------------------|--|
| 共同支配の<br>取決めの分類:<br>その他の事実及び<br>状況の評価                                  | 「経済的実質」の影響                       | <p>関連する議論では、「経済的実質」概念が、その他の事実及び状況の評価に関して、一貫性をもって理解されていないか又は実務において適用されていない可能性があるかを検討している。</p> <p>IFRICは、その他の事実及び状況の検討は、共同支配の取決めの各当事者が別個のビークルの業務に密接もしくは十分に関与しているかどうかのテストではなく、その他の事実及び状況により、別個のビークルの法的形態によって各当事者に与えられた権利及び義務が覆されるかどうかのテストであると述べた。</p> <p>そのため、IFRICは、その他の事実及び状況の評価は、当該事実及び状況が強制可能な資産に対する権利及び負債に対する義務を創出するかどうかを考慮して行うべきであるとした。</p>   |
| 具体的な<br>事実パターンに対する<br>その他の事実及び<br>状況テストの適用                             | 市場価格で販売される産出物                    | <p>IFRICは、その他の事実及び状況の評価するにあたり、共同支配の取決めの産出物を当該共同支配の取決めの各当事者へ市場価格で販売するという事実は、当該共同支配の取決めが共同支配事業に分類されることを妨げるかどうかを検討した。</p> <p>IFRICは、共同支配の取決めの産出物を各当事者へ市場価格で販売することは、それ自体では、共同支配の取決めの分類の決定的な要因とはならないことに着目した。したがって、この場合には判断が必要となる。本評価を行うにあたって、各当事者は特に、市場価格での産出物の販売によるキャッシュ・フローが、共同支配の取決めが負債を継続的に決済するのに十分であるかどうかを検討しなければならない。</p>   |
|  | 第三者からの資金調達                       | <p>IFRICは、第三者からの資金調達は共同支配の取決めが共同支配事業に分類されるのを妨げるかどうかを検討した。</p> <p>IFRICは、各当事者が提供する義務のある他の資金とともに、各当事者への産出物の売却による共同支配の取決めへのキャッシュ・フローにより、共同支配の取決めの負債が返済される場合には、第三者からの資金調達だけでは共同支配の取決めの分類に影響を与えないと述べた。</p>  |
|  | 産出物の性質<br>(代替可能な産出物か<br>特注の産出物か) | <p>IFRICは、その他の事実及び状況の評価するにあたり、共同支配の取決めにより生産される産出物の性質(代替可能な産出物か特注の産出物か)が、共同支配の取決めの分類を左右するかどうかを検討した。</p> <p>IFRICは、生産される産出物が代替可能か特注品かどうかは、共同支配の取決めの分類の決定的な要因ではないと述べた。</p>  |
|  | 「産出物のほとんどすべて」の<br>基礎の決定          | <p>IFRICは、その他の事実及び状況の評価するにあたり、産出物の量又は貨幣価値は、共同支配の取決めの各当事者が「産出物のほとんどすべて」を獲得しているかどうかを決定するための基礎とすべきかを検討した。</p> <p>IFRICは、本評価は、物理的数量ではなく、産出物の貨幣価値に基づくという結論を下した。</p>   |
| 共同支配の<br>取決めの分類:<br>類似した特徴を<br>有するものの、<br>分類が異なる<br>2つの共同支配の<br>取決めの検討 |                                  | <p>IFRICは、一方が別個のビークルを通じて組成されており、他方がそうでないという事実を除き、2つの共同支配の取決めが類似した特徴を有する場合にその分類が異なる状況(法的形態が、各当事者と別個のビークルとの分離を定めている状況)について議論した。</p> <p>これは以下を理由に生じることがある:</p> <p>a) 別個のビークルを通じて組成されている共同支配の取決めの法的形態が、共同支配事業に分類される共同支配の取決めに対する他の契約上の取決め又は具体的なものその他の事実及び状況によって無効にされる、しかし</p> <p>b) 別個のビークルを通じて組成されていない共同支配の取決めが共同支配事業に分類されている。</p> <p>IFRICは、別個のビークルの存在が共同支配の取決めの各当事者の権利及び義務の性質の決定において重要な役割を果たすために、こうした異なる会計処理は経済的実質の概念と矛盾しないであろうと考えた。</p> |

## IFRS第11号のガイダンス(続き)

| 主題                 | 論点  | 議論の概要   |
|--------------------|---|---|
| 共同支配事業者の<br>会計処理   | 共同支配事業者による収益の認識<br><br>共同支配事業者の購入した<br>産出物に対する取り分が<br>共同支配事業に対する<br>所有持分割合と<br>異なる場合の会計処理 | IFRICは、各当事者が購入した共同支配事業からの産出物に関して、共同支配事業者は収益を認識すべきかどうかを検討した(これは、共同支配事業者が共同支配事業による産出物の売却による収益に対する持分を認識するIFRS第11号第20項(d)における要求事項の適用に関係している)。<br><br>IFRICは、IFRS第11号第20項(d)により、共同支配事業が産出物を第三者に販売した場合にのみ、共同支配事業者は収益を認識することになると結論づけた。<br><br>IFRICは、資産、負債、収益及び費用に対する共同支配事業者の持分が、法人に対する所有割合又は各共同支配事業者が購入した産出物に対する割合を反映すべきかどうかを検討した。<br><br>IFRICは、共同支配事業者が共同支配事業に対する所有持分割合とは異なる割合で相当の投資を共同支配事業に対して行った場合、所有持分割合と生産される産出物に対する各当事者の購入義務の割合とが異なる理由を説明できる他の要素が取決めに存在する可能性があるとして述べた。また、その他の要素を識別することにより、共同支配事業に対する所有持分割合と産出物に対する取り分との相違についての会計処理方法を決定する目的適合性のある情報が提供される可能性があり、そのための判断が必要となると述べた。 |
| 個別財務諸表に<br>おける会計処理 | 共同支配事業者の<br>個別財務諸表における<br>会計処理  | IFRICは、共同支配事業が別個のピークルを通じて組成されている場合、共同支配事業者は共同支配事業の資産及び負債に対する持分を個別財務諸表においてどのように会計処理すべきかを検討した。<br><br>IFRICは、共同支配事業者は、共同支配事業に対する持分を個別財務諸表と連結財務諸表において同様に会計処理することに着目した。したがって、共同支配事業者は、別個のピークルに対する株式保有については個別財務諸表で認識しない。   |
| 共同支配事業の<br>会計処理    | 別個のピークルである<br>共同支配事業の財務諸表における<br>会計処理   | 共同支配の取決めが別個のピークルを通じて組成されているが、共同支配事業に分類されている場合、IFRICは、共同支配事業自身の財務諸表において、共同支配事業に対する持分に関して共同支配事業者が認識しているものと同じ資産及び負債を認識すべきかどうかを検討した。<br><br>IFRICは、IFRS第11号は共同支配事業者の会計処理にのみ適用し、別個のピークルである共同支配事業の会計処理に対しては適用しないと述べた。会社法では、法人又は別個のピークルが財務諸表を作成することを要求している場合が多く、そのため、報告企業は財務諸表に当該法人又は別個のピークルの資産、負債、収益及び費用を含めることとなる。  |

### グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

IFRS第11号の「その他の事実及び状況」(OFC)の評価に関するガイダンスは、分類の要求事項の一部であり、実務における適用が困難であることが明らかになりました。コメンテーターの中には、OFCのガイダンスでは、非常に特殊な状況(基本的に、共同支配事業者がほとんどすべての産出物を購入する契約上の義務を有する場合)においてのみ共同支配事業に分類されるという見方をする人がいました。ガイダンスの範囲はより広範にわたり、すべての産出物の購入は、OFCのガイダンスの適用の一例に過ぎないと考える人もいました。IFRICは、非常に特殊な状況においてのみ共同支配事業に分類されるという見解を支持しています。IFRICのアジェンダ決定は、IFRICの議論及び短期のコメント期間を経た後に至ったIFRICの意見として重要です。そのため、IFRS第11号に関する一群の決定は重要となります。

これらの決定を検討することにより、企業が自身の会計処理を変更する場合には、企業はIAS第8号を適用し、IFRICのアジェンダ決定の注記への参照を含め、個々のケースの具体的な事実及び状況を考慮し、当該変更の理由について正確かつ十分な開示を行うことを私どもは推奨します。しかし、IFRS第11号における明確性がこれまで欠如していたことを考慮し、当該変更を会計上の誤謬の訂正として会計処理することについては求めていません。



# リース会計

IASBは引き続きリース・プロジェクトに取り組んでおり、新たな「リース」基準が2015年中に公表される予定である。

最近の作業では、契約がリースであるか又はリースを含んだものであるのかどうかを企業が評価するのに役立つよう、リースの定義及び付属するガイダンスに焦点が置かれていました。いずれにおいても、顧客が資産の使用を支配しているかどうかに焦点を当てています。契約が特定の資産の使用に依存しており、顧客が一定の期間にわたり資産の使用を指図し、当該資産の使用による便益のほとんどすべてを得ることができる場合、リースは存在します。

一方、サービス契約について、供給者は、サービスを提供するために必要な項目の使用に対する支配を、当該項目が顧客の敷地にある場合でも維持しています。供給者が使用した資産を入れ替える権利を有しており、当該権利が実質的である場合には、契約はリースを含みま

せん。

多くの場合に、リースとサービスは契約において組み合わさっています。これらは分離することが要求されます。しかし、借手は、サービスをリースから分離せずに、契約全体をリースとして会計処理することができます。企業は、契約におけるサービス構成部分が小さい場合にのみこうした選択をすると考えられます。

また、IASBは、新しいリース基準には少額資産に対する免除が含まれることを確認しました（本基準では、免除は5,000ドル未満の資産を対象とすることが示される予定で、当該資産は他の資産に依存することなく、独立したものでなければならないことが強調されると思われます）。コピー機などの追跡及び資産計上に対する救済措置が設けられることになっています。

## 例:通信契約

通信会社は、小売企業にネットワーク・サービスを提供するために2年契約を締結しています。当該契約の一部として、通信会社はネットワーク・サーバーを小売企業の敷地に導入しています。小売企業はサーバーの操作をしておらず、その変更は行えません。本サーバーの維持管理責任は通信会社が負っています。

本契約は役務契約であるため、提案された新しいリース基準の適用範囲には含まれません。通信会社は、契約期間中にサーバーを再設定又は入れ替えることによって、サーバーの利用方法及び目的を決定します。一方、顧客はサーバーの利用目的を変更することはできません。



# IASBはIAS第1号の変更を提案

IASBは、負債を流動又は非流動のいずれに分類すべきかに関するIAS第1号のガイダンスを明確化する公開草案「負債の分類-IAS第1号の修正案」を公表した。

- 本修正案では、以下の事項が提案されています:
- ・ 負債の流動又は非流動のいずれに分類するのかは、報告期間の末日現在の企業の権利を基礎とすることを明確化する。
  - ・ 負債の決済と企業からの資源の流出との間の関連付けを明確化する。
- 承認された場合には、本修正は遡及適用されることとなり、企業が希望する場合には早期適用することが認められます。

## コンバージェンスした収益基準が異なる可能性がある

2月に、米国財務会計基準審議会(FASB)がTopic 606(収益に関するグローバルな新基準であるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の米国会計基準版)の修正を望んでいることが明らかとなった。

FASBは、発効日に関するものを含め、今後数ヶ月間に3つの個別の修正案を公表する予定です(下記をご覧ください)。また、IASBは、小規模な一括した変更についても検討しています。IASBの変更では、同じ領域の全部ではなく一部を取り上げ、あまり広範に及ばないことが予想されます。

注視される最も重要な領域は、ライセンス契約及び一定の期間にわたり認識されるライセンス契約と一時点で売却として扱われるライセンス契約とを識別する方法に関するものです。FASBは、2つの新たな用語、すなわち機能的知的財産(functional intellectual property)(独立した財産)及び象徴的知的財産(symbolic intellectual property)(知的財産を支援する一部の活動の継続を所有者に対して要求する)を自身の基準に導入しようとしています。ライセンスに関する収益は、機能的知的財産については一時点で認識し、象徴的知的財産については一定の期間にわたり

認識することとなります。一方、IASBは、当該変更が基準の単なる明確化ではなく変更であることから、当該変更を行わないことを示唆しました。

コンバージェンスした収益認識に関するグローバルな基準の開発に5年以上も費やした後、現在、それよりもはるかに短時間でコンバージェンスが立ちゆかなくなるリスクが存在しているように思われます。IASBとFASBは、適用上の論点を検討するために移行リソース・グループを設置

しており、数回の会議が開催されました。本グループは、企業が新基準を適用する際に生じる可能性がある論点について両審議会に情報を伝えるという責任を果たしています。さほど意外でもないでしょうが、両審議会は、その対処法に関して合意に至るために多大な努力を払いました。

IFRS第15号は、IAS第18号「収益」及びIAS第11号「工事契約」を置き換えており、IFRSを適用しているほとんどすべての収益創出企業に影響を与えるでしょう。

## ニュース速報

FASBは、米国会計基準版の収益に関するグローバルな新基準の発効日を1年間延期することを2015年4月1日の会議で暫定決定しました。現段階では、国際会計基準版の新収益基準であるIFRS第15号の発効日をIASBが延期するかどうかは明らかではありません。

グローバルな新収益基準は現在、2017年1月1日という発効日を有しており、本基準の国際会計基準版では早期適用が容認されています。また、FASBも、その議論において米国会計基準版の早期適用を認めることを暫定決定しました。

# グラントソントンの代表が収益認識に関する 合同移行リソース・グループに任命される

グラントソントンUKのナショナル・アシュアランス・サービスのディレクターであるJake Greenが国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の収益認識に関する合同移行リソース・グループ (TRG) のメンバーに任命された。

グラントソントンにおける責務として、英国事務所の財務報告専門チームを率いているJakeは、国際財務報告基準 (IFRS) 諮問会議のメンバーでもあります。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドにおけるIFRSのグローバル・ヘッドであるAndrew Watchmanは、この任命について言及し、「Jake の任命についてお知らせできることを大変喜ばしく思っており、JakeがTRGの重要な業務におい

て素晴らしい貢献をしてくれるであろうと確信しています。この役割において、Jakeは、グラントソントンのグローバルIFRSチーム及びその国際ネットワークからの全面的支援を得ています」と述べました。

TRG は、2014年6月に創設され、その役割は企業又は組織が収益に関するグローバルな新基準 (IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」) を適用する際に生じる可能性がある潜在的な適用上

の論点についてIASBとFASBに情報を伝えることです。また、TRGは、新基準に関して学ぶ機会を利害関係者に提供しています。



## 近々行われるIFRS for SMEsの修正

中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs) の最新版が2015年の5月又は6月に公表される予定である。

IFRS for SMEsは2009年に初めて公表され、非公開企業のニーズに合わせて、完全版IFRSを簡素化したものです。その公表時、IASBは本基準を数年間使用した後に見直しを行うことを想定していました。

近々公表される本基準の修正版は、初めて行われた包括的な見直しの成果物です。IASBは、この最初の見直しにおいて受け取ったフィードバックを検討した後、IFRS for SMEsがまだ新しい基準であるという事実を考慮に入れ、限定的修正を行いました。修正の大半は、本基準のほんの数項、そして多くの場合は、ほんの数語にのみ関係する(個別ベースで)ことが予想されます。しかし、最新版には3つの修正が含まれるとみられ、これらはより重要な影響を与えるでしょう。以下の事項が含まれる予定です:

- ・ セクション17「有形固定資産」における有形固定資産の再評価モデルを使用する選択肢を認めること

- ・ 繰延税金の認識及び測定に関する主要な要求事項をIAS第12号「法人所得税」と整合させること
- ・ 探査及び評価資産の認識及び測定に関する主要な要求事項をIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」と整合させること

企業は、2017年1月1日以後開始する事業年度から本基準の新しいバージョンを適用することが要求され、すべての変更を同時に適用する場合に早期適用が認められる予定です。

# コンバージェンス:インドがIFRSの時流に乗る



インド企業省(MCA)の最近の発表を経て、インドはまもなくIFRSを採用している国の仲間入りをするだろう。

MCAは、IFRSをそのまま採用するのではなく、インド会計基準(Ind AS)を公表することによるコンバージェンス・アプローチを取っています。Ind ASはおおむねIFRSと同じですが、インド企業に対してガイダンスの目的適合性を高くし、受け入れやすくする「カーブアウト」と呼ばれる若干の変更が行われています。主要なカーブアウトのいくつかを表で説明しています。

## 重要なカーブアウトの概要

| 主題                   | カーブアウトの概要  |
|----------------------|--|
| 有形固定資産 (PP&E) 及び無形資産 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経過的救済措置として、企業がインドのGAAP(インドGAAP又は従前の会計原則)の移行日の帳簿価額をInd ASに基づく報告の出発点として使用することを認めている。</li><li>・ 非貨幣性の政府補助金によって取得したPP&amp;E又は無形資産は、公正価値で記録する。なお、IFRSでは、これらの資産を名目金額で記録することを認めている。</li></ul>   |
| 投資不動産                | <ul style="list-style-type: none"><li>・ Ind ASでは、投資不動産を取得原価で測定することを要求しており、IFRSと同様の公正価値モデルの使用を認めていない。</li></ul>   |
| 企業結合                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ Ind ASには、「共通支配」下にある企業の企業結合の会計処理に関する追加的なガイダンスが示されており、これにより、被取得企業の資産及び負債はすべて帳簿価額で引き継がなければならない。取得した純資産と支払った対価との差額は剰余金に振り替える。IFRSでは、具体的に当該取引について検討しているが、実務上、その会計処理はInd ASと類似している場合が多い。</li><li>・ 支払った対価が純資産の公正価値より低い場合の企業結合について、IFRSでは利得を純損益に認識することを要求しているのに対して、Ind ASではその他の包括利益に認識し、資本剰余金として資本に累積することを要求している。</li></ul> |
| 金融商品                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ IFRSでは、外貨建転換社債(FCCBs)の資本か負債かの分類についての詳細な評価を要求している。ほとんどの場合、これらの金融商品は負債に分類される。しかし、Ind ASでは、FCCBsは、転換価格が通貨に固定されている限り、資本性金融商品に分類される。</li></ul>  |

## 重要でないカーブアウトの概要

| 主題           | カーブアウトの概要  |
|--------------|--|
| オペレーティング・リース | <ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーティング・リースで引き渡した又は引き受けた資産について、リース料が一般的なインフレ率に基づいて上昇する場合には、リース料の増加はリース期間にわたり定額法によって認識する必要はない。</li> </ul>   |
| 個別財務諸表       | <ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSでは、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を測定する際に持分法の適用を認めている。Ind ASでは、こうした選択肢を与えていない。</li> </ul>  |
| 損益計算書        | <ul style="list-style-type: none"> <li>損益計算書は単一の計算書として表示する必要がある。</li> <li>IFRSとは異なり、分離した損益計算書及びその他の包括利益計算書を表示する選択肢はない。</li> <li>さらに、費用は性質別に分類する必要がある。企業は、費用を機能別に分類する選択肢を有さない。</li> </ul>                     |
| 長期借入金        | <ul style="list-style-type: none"> <li>IFRSでは、企業が、契約条項の違反により、12ヶ月を超えて返済を延期する能力を失った場合、長期借入金は流動に再分類する。しかし、Ind ASにおける追加の緩和策として、財務諸表の発行の承認前に貸手が返済を要求する権利を放棄することに合意した重要な規定の違反を理由に、長期借入契約は流動に分類する必要がない。</li> </ul> |

## インドの事務所は 新たな会計の状況に備える

市場での認知度を高め、企業間の認識を促すことを視野に入れ、Grant Thorntonのインド事務所は最近、インドの4つの主要都市におけるInd ASトレーニングを完了しました。本トレーニングは、事務所がインドにおけるおおよそ70社、約150名の専門家のトレーニングを行ったことで好評を博しました。

インド事務所の財務報告アドバイザーサービス(FRAS)グループがこれらの取組みを主導しており、MyGAAPと呼ばれるウェブサイト(<http://mygaap.grantthornton.in/>)も立ち上げました。本ウェブサイトには、最新の会計及び規制に関する更新情報がすべて掲載されています。また、利用者は、質問を投稿し、FRASチームとコンタクトを取るか又は会計及び報告関連事項に関する現行の議論を参照することができます。

さらに、コンバージェンスした新基準の導入に関するインド事務所の業務ポートフォリオを、MyGAAPウェブサイトからダウンロードすることもできます。

インド会計基準は、段階的な「ロードマップ」計画に基づき適用され、当該基準の適用日は企業の規模及び上場の有無によって決まります。

さらに、本ロードマップは、Ind ASを上記のスケジュールよりも1年早く任意適用することを認めています。銀行、銀行以外の金融会社及び保険会社のロードマップは別途公表されます。

インド企業が、IFRSを適用する他の国々に先駆けて「金融商品」(IFRS第9号に相当するInd AS 109)及び「顧客との契約から生じる収益」(IFRS第15号に相当するInd AS 115)に関する新しい会計基準を適用することは注目すべき点です。

## Ind AS適用のロードマップ

保険会社、銀行及び銀行以外の金融会社を除くすべての企業によるInd ASの強制適用について、通知されているロードマップは以下の通りです:

| フェーズ  | 対象企業   | 最初の報告期間                          | 比較情報   |
|-------|--|----------------------------------|--|
| フェーズ1 | 純資産が50億ルピー <sup>1</sup> (8,300万米ドル <sup>2</sup> )超のすべての企業(上場の有無は問わない)* | 2016年4月1日以後開始する事業年度 <sup>3</sup> | 2015年4月1日現在又はそれ以後の開始貸借対照表及び2016年3月31日以後終了する事業年度の財務諸表 |
| フェーズ2 | インド内外の証券取引所に持分証券又は負債証券(あるいはその両方)を上場しているか又は上場を申請中のその他の企業*               | 2017年4月1日以後開始する事業年度              | 2016年4月1日現在又はそれ以後の開始貸借対照表及び2017年3月31日以後終了する事業年度の財務諸表 |
| フェーズ3 | 純資産が25億ルピー(4,200万米ドル)超で、フェーズ1の対象範囲に含まれない非上場企業*                         | 2017年4月1日以後開始する事業年度              | 2016年4月1日現在又はそれ以後の開始貸借対照表及び2017年3月31日以後終了する事業年度の財務諸表 |

<sup>1</sup> インドルピー

<sup>2</sup> 近似する為替レート1米ドル=60インドルピー

<sup>3</sup> インド企業の事業年度は4月1日から3月31日までである

\* 当該企業の持株会社、子会社、共同支配企業及び関連会社を含む

# グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが 新たなIFRSに準拠した 期中連結財務諸表記載例を公表

グラントソントンは、2015年版のIFRSに準拠した「期中連結財務諸表記載例」を公表した。

2014年版では、2015年12月31日終了年度から発効するIAS第34号及びその他のIFRSsの変更を反映するよう見直し及び更新を行いました。

「期中連結財務諸表記載例 2015年版」の入手については、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ下さい。



## グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは IASBの公開草案にコメントを提出

前号のIFRSニュースを公表後、グラントソントンはIASBの2つの公開草案に関するコメントレターを提出した。

### 株式に基づく報酬取引の分類及び測定

本公開草案には、以下の事項についてのガイダンスを示すIFRS第2号「株式に基づく報酬」に対する3つの修正案が含まれています。

- ・ 権利確定条件が現金決済型の株式に基づく報酬の測定に与える影響の会計処理
- ・ 純額決済の要素を有する株式に基づく報酬取引の分類
- ・ 株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する条件変更の会計処理

IASBへのコメントレターにおいて、私どもは本提案に同意しています。これらは実務的であり、IFRS第2号で現在、具体的に扱っていない上記の3つの領域が明確化されると考えています。

### 開示に関する取組み—IAS第7号の修正案

本公開草案には、流動性及び債務の変動に関する開示の改善についての提案が含まれており、債務の変動に係る提案は英国の財務報告研究所の調査結果による影響を大きく受けています。

国際的に債務の変動に関する情報が投資家によって求められているという確固たる証拠をIASBが持っていることを条件として、私どもはこれらの提案への支持を表明しています。

また、本公開草案には、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案の影響を反映するためのIFRSタクソノミの変更案が含まれていることも注目すべき点です（IFRSタクソノミは、国際財務報告基準（IFRS）をXBRL（eXtensible Business Reporting Language）形式で作成したものです）。IFRSタクソノミの変更案を公開草案に含めたのはこれが最初であり、IASBは、受け取るフィードバックを使用して、いずれは、すべての公開草案に対してIFRSタクソノミの変更案を含めるかどうかを決定することとしています。

しかし、私どもは、IFRSの変更案に関する公開草案の公表後に、関連するタクソノミの変更についての個別の協議を行うという現行実務をIASBが維持することが望ましいと考えています。というのは、IFRSタクソノミは財務諸表の作成者にとって最も目的適合性の高い専門領域の1つであるとみなしているからです。

# グラントソントン・エストニアのリーダーが エストニアの勲章を受章

グラントソントン・エストニアのマネージング・パートナーであるMati Nõmmisteは、エストニアの監査業務の拡大における功績を称えられて、エストニアのToomas Hendrik大統領によりホワイトスター勲章5級を授与された。

ホワイトスター勲章は、エストニアの人々の自由を得るための闘いを記念して1936年に設立されました。これは、公共の利益に貢献した人々に対して、そして経済、教育、科学、文化及びスポーツの分野における功績を称えて与えられます。

Matiは、その知識と職業への献身が認められ、エストニアの監査委員会により本勲章の候補に指名されました。本勲章の授与式は、2015年2月23日にラクヴェレ劇場の式典で行われました。



## 任命

### カナダ

レイモンド・シャボット・グラントソントン(Raymond Chabot Grant Thornton)のリスク・マネージメント及びアカウンティング・リサーチのシニアマネージャーであるStéphanie Laframboiseは、カナダのIFRSに関する鉱業タスクフォースのメンバーに任命されました。

IFRSに関する鉱業タスクフォースは、鉱物資源会社に関連のあるIFRSの適用上の問題についての見解を共有するためにカナダ勅許職業会計士協会(CPAカナダ)及びカナダ探鉱者開発者協会によって創設されました。本タスクフォースの見解は一連の強制力のない文書に示されており、無料でダウンロードできます。これらの見解は、最高財務責任者、会計監査役及び監査人にとって特に興味深いものとなっています。

Stéphanieは、レイモンド・シャボット・グラントソントンにおいて、さまざまな業種のクライアントに向けてカナダ及びIFRS会計基準に関連する複雑なテーマについての会計アドバイザリー・サービスを提供しています。さらに、会計上の意見及び技術的な会計に関する公表物を執筆し、会計コースやワークショップを開催・主導し、クライアントのイベントで会計上の問題について講演を行い、CPAカナダ及びIASBが公表した会計に関する公開草案についてコメントを作成しています。Stéphanieは、本タスクフォースにおいて、John Cochrane(現在、レイモンド・シャボット・グラントソントンのアドバイザリー・パートナーである)を引き継ぎ、この重要なタスクフォースで事務所の代表を変わらず務めていくことを保証しています。

### ニュージーランド

グラントソントン・ニュージーランドのメンバーファーム、クライストチャーチ事務所のパートナーであるSimon Careyは、ニュージーランドの外部報告委員会(XRB)に再任されました。

XRBの役割には以下の事項が含まれます:

- ・ 財務報告基準及び監査・保証基準のための全体的な戦略を開発し、実行すること(財務報告及び保証の階層(tiers)の開発と導入を含む)
- ・ 会計基準を作成し、公表すること
- ・ 監査人の職業専門家としての行為を統制する専門的・倫理的基準を含め、監査・保証基準を作成し、公表すること
- ・ XRBに与えられた役割と一致した又は類似した役割を果たす国内外の組織と連携すること

Simonは、2011年に本委員会の発足時に任命されて、さらに4年の任期を2019年まで務めます。



# その他のトピック－概要

## 2015年版IFRSタクソミ

IFRS財団は、2015年版IFRSタクソミを公表しました。IFRSタクソミは、国際財務報告基準(IFRS)をXBRL(eXtensible Business Reporting Language)形式で作成したもので、財務情報の電子提出のフォーマットとして、選択される機会が急増しています。2015年版IFRSタクソミは、2015年1月1日にIASBが公表したIFRS(当該日に公表されているもののまだ発効していない基準を含む)と整合しています。

## IASB議長が非GAAP指標(non-GAAP measures)の使用について説明

IASB議長のHans Hoogervorst氏は、韓国で行ったスピーチで、非GAAP指標の使用において一層の規律が必要であることを強調しました。Hoogervorst氏は、追加的な非GAAP指標を示すことは状況次第で有用となり得るものの、いくつかの基本的なルールは尊重されるべきであると述べました。これらの基本的なルールとは、代替的業績指標は誤解を招く情報を表示すべきではなく、この情報は財務諸表においてIFRSの数値よりも目立たせるべきではないということです。

## ESMAがEUにおける会計執行者の執行及び規制活動に関する報告書を公表

欧州証券市場監督局(ESMA)は、2014年に欧州連合(EU)における会計執行者の執行及び規制活動に関する報告書を公表しました。

本報告書には、全国レベルで実施した執行活動に関するデータ(欧州の執行者がEUの規制市場に上場している6,400の発行者のIFRSに準拠した期中又は年次財務諸表の約4分の1を調査しました)が含まれています。評価において、ESMAは、IFRSの適用の質に改善がみられるものの、

財務諸表における条件緩和(forbearance)の実務に関する情報が十分に示されておらず、また、耐用年数を確定できない非金融資産の減損テストを行う際の主要な仮定の開示が欠如しているといった改善の余地を識別しました。

### バーゼル委員会が 予想信用損失に関する ガイダンスを公表

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「予想信用損失会計に関するガイダンス」と題する市中協議文書を公表しました。本ガイダンスには、予想信用損失(ECL)会計モデルの導入及び適用に係る健全な信用リスクの実務に関して、国際的に活動する銀行に対する監督上の期待が示されています。

BCBSは、強固で高品質な導入を行うために必要なガバナンス及びリスク管理のフレームワークに関する11の基本原則を提案しています。また、本ガイダンスは、ECL会計のフレームワークと銀行の信用リスク全般の実務及び規制上のフレームワークとの相互関係がどのようなべきかにつ

いての監督上の期待を取り上げています。主要ガイダンスではすべての会計フレームワークを扱うことを意図していますが、本市中協議文書には具体的にIFRS第9号を扱う付録も含まれています。この中において、BCBSは、国際的に活動する銀行は、強固で高品質な導入を行うためにIFRS第9号のいわゆる「実務上の便法」の利用を避けることを提案しています。

### 英国財務報告評議会が 会計方針に関する ケース・スタディ・レポートを公表

英国財務報告評議会(FRC)の財務報告研究所は、投資家が会計方針の開示に対する新たなアプローチを支持していることを確認しました。研究所は、最近のレポート「会計方針及び関連する財務情報の統合」を基礎として、一部の上場企業の機関投資家(the listed company's investors)、個人株主及びアナリストとコンタクトを取り、ウィリアムヒル社に関するケース・スタディを公表しました。

本研究は、会計方針の開示に対する企業の取組みに焦点を当てています。投資家やアナリストは、企業とその業績を理解するために、重要な会計方針の明確な識別及び方針に関する情報の実効性の高い開示を望んでいました。本ウィリアムヒル社に関する研究は、透明性があり利用しやすい報告を推進するFRCの「明確かつ簡潔な」報告に係る取組みを支援するために研究所が行っている一連のケース・スタディの第一回目です。

### 英国のディレクターが ICAEWの雑誌で特集された

グラントソントンUKのメンバーファームにおけるナショナル・アシュアランス・サービス社のディレクターであるJake Greenは最近、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会のオンライン雑誌「Economia」で特集されました。Jakeは、「企業は、重要な情報を重要性のない情報で覆い隠すか、あるいは異なる性質又は機能を持つ重要な項目を集約することによって、財務諸表の理解可能性を低下させてはならない」とするIAS第1号の最近の変更について説明しています。

Jakeは、重要性の適用は、判断を使用する作成者に依存すべきであると結論づけています。Jakeの助言は、企業は正直な気持ちで自身の最新の年次報告書を考察し、企業に関して投資家に何を伝えているかを問うというものです。年次報告書を改善するにあたり、以下のポイントが提案されています：

- ・ 改善のプロセス・オーナー(責任者)を特定する。それを主導している人物がいない場合には、改善プロセスは生まれません。
- ・ 投資家が実際に何を知りたがっているか、どのように考えているかについて考えることは重要である。分からない場合には質問する。
- ・ 経営者が何を考えているかは、当期における企業の動向及び業績の理解に関連性がある。当該年度の末日現在の状況が財務諸表から明らかとなっているか。
- ・ 年次報告書の記載事項を検討する上級経営者間で合意している。報告スケジュールについては、それぞれの報告書を見直すための十分な機会が与えられるようにする。
- ・ 固定データを目的適合性があるものにする。例えば、会計方針は依然として目的適合性があり、重要でない項目が除外されているか。
- ・ 重要でない開示を注記から削除し、利用者に関連性がある事柄を考える。

# 新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2013年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

## 2013年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

| 基準名                               | 基準又は解釈指針の正式名称   | 有効となる<br>会計年度の開始日 | 早期適用の可否                    |
|-----------------------------------|---|-------------------|----------------------------|
| IFRS第9号                           | 金融商品(2014年)   | 2018年1月1日         | 可(広範な経過措置を適用)              |
| IFRS第15号                          | 顧客との契約から生じる収益   | 2017年1月1日         | 可                          |
| IAS第1号                            | 開示に関する取組み(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)                             | 2016年1月1日         | 可                          |
| IFRS第10号、<br>IFRS第12号、<br>IAS第28号 | 投資企業・連結の例外の適用<br>(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)          | 2016年1月1日         | 可                          |
| IFRS第10号及び<br>IAS第28号             | 投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却<br>又は拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の修正) | 2016年1月1日         | 可                          |
| さまざまな基準及び指針                       | IFRSの年次改善2012-2014年サイクル                                   | 2016年1月1日         | 可                          |
| IAS第27号                           | 個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)                                 | 2016年1月1日         | 可                          |
| IAS第16号及び<br>IAS第41号              | 農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の修正)                           | 2016年1月1日         | 可                          |
| IAS第16号及び<br>IAS第38号              | 減価償却及び償却の許容される方法の明確化<br>(IAS第16号及びIAS第38号の修正)             | 2016年1月1日         | 可                          |
| IFRS第11号                          | 共同支配事業に対する持分の取得の会計処理<br>(IFRS第11号の修正)                     | 2016年1月1日         | 可                          |
| IFRS第14号                          | 規制繰延勘定  | 2016年1月1日         | 可                          |
| IAS第19号                           | 確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)                                  | 2014年7月1日         | 可                          |
| さまざまな基準及び指針                       | IFRSの年次改善2011-2013年サイクル                                   | 2014年7月1日         | 可                          |
| さまざまな基準及び指針                       | IFRSの年次改善2010-2012年サイクル                                   | 2014年7月1日         | 可                          |
| IAS第39号                           | デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続<br>(IAS第39号の修正)                      | 2014年1月1日         | 可                          |
| IAS第36号                           | 非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の修正)                             | 2014年1月1日         | 可(ただし、IFRS第13号が適用される場合にのみ) |

2013年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

| 基準名                                | 基準又は解釈指針の正式名称   | 有効となる<br>会計年度の開始日 | 早期適用の可否   |
|------------------------------------|---|-------------------|---|
| IFRIC第21号                          | 賦課金   | 2014年1月1日         | 可   |
| IFRS第10号、<br>IFRS第12号、<br>IAS第27号  | 投資企業 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正)                                    | 2014年1月1日         | 可   |
| IAS第32号                            | 金融資産と金融負債の相殺 (IAS第32号の修正)   | 2014年1月1日         | 可 (ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)                |
| IFRS第10号、<br>IFRS第11号、<br>IFRS第12号 | 連結財務諸表、共同支配の取決め及び他の企業への関与の開示:経過措置ガイダンス (IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の修正) | 2013年1月1日         | 可   |
| さまざまな基準及び指針                        | 年次改善2009—2011年サイクル  | 2013年1月1日         | 可   |
| IFRS第1号                            | 政府からの借入金—IFRS第1号の修正   | 2013年1月1日         | 可   |
| IFRS第7号                            | 開示—金融資産と金融負債の相殺 (IFRS第7号の修正)  | 2013年1月1日         | 言及されていない (ただし、可と推定する)                                       |
| IFRIC第20号                          | 露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト  | 2013年1月1日         | 可   |
| IFRS第13号                           | 公正価値測定  | 2013年1月1日         | 可   |
| IFRS第12号                           | 他の企業への関与の開示   | 2013年1月1日         | 可   |
| IFRS第11号                           | 共同支配の取決め  | 2013年1月1日         | 可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)  |
| IFRS第10号                           | 連結財務諸表  | 2013年1月1日         | 可 (ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)  |
| IAS第28号                            | 関連会社及び共同支配企業に対する投資  | 2013年1月1日         | 可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号及びIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある) |
| IAS第27号                            | 個別財務諸表  | 2013年1月1日         | 可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある) |
| IAS第19号                            | 従業員給付 (2011年改訂)   | 2013年1月1日         | 可   |



# コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

## 現在IASBが公開中の文書

| 文書の種類 | タイトル              | コメント募集期限   |
|-------|-------------------|------------|
| 公開草案  | 負債の分類(IAS第1号の修正案) | 2015年6月10日 |



[www.gti.org](http://www.gti.org)

© Grant Thornton Taiyo LLC

この刊行物は、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが作成したものを太陽有限責任監査法人が翻訳したもので、内容のご理解については原文もご参照下さい。

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。